



# 金沢市公報

第 2 5 0 9 号

平成18年(2006年)2月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
規 則	
金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (中央卸売市場)	1
告 示	
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民参画課)	2
市道の区域の変更に ついて (道路管理課)	2
道路の供用の開始に ついて ( " )	2
公 告	
金沢市農業振興地域整備計画の変更案及びその変更の理由を記載した書面の縦覧について (農林総務課)	3
土地区画整理事業の事業計画の変更に ついて (都市計画課)	3
土地区画整理事業の変更事業計画に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しの縦覧について ( " )	4
都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて ( " )	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る関係図書の写しの縦覧について (道路建設課)	4

建築基準法の規定に基づく道路の指定について (建築指導課)	4
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の廃止について ( " )	5
教育委員会告示 昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	5
昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部改正について ( " )	5
選挙管理委員会告示 選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	5
平成18年3月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について ( " )	5
平成18年3月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について ( " )	6
農業委員会告示 第584回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	6
第3回金沢市農業委員会農政振興部会の招集について ( " )	6

## 規 則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第1号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成17年条例第71号)のうち、第43条の改正規定の施行期日は、平成18年3月1日とする。

## 告 示

### ●金沢市告示第37号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条の規定により、平成18年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
金沢市総務局 資産税課	平成18年4月3日から同年5月31日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時30分まで

## ●金沢市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
田子島町会	代表者の氏名 及び住所	山口良雄 金沢市湯涌田子島町水142番地1	上田 勲 金沢市湯涌田子島町水124番地	平成13年4月1日
御供田町会	代表者の氏名 及び住所	進藤 実 金沢市御供田町水49番地	北川 雅一 金沢市御供田町水30番地	平成17年4月1日
		松本 勉 金沢市御供田町水37番地	進藤 実 金沢市御供田町水49番地	平成15年4月1日
須崎町会	代表者の氏名 及び住所	中村勝彦 金沢市須崎町水31番地	中村 勇 金沢市須崎町水216番地	平成18年1月8日
福増南町会	代表者の氏名 及び住所	吉田政弘 金沢市福増町南328番地1	宮本吉裕 金沢市福増町南243番地2	平成18年1月15日
銚子町町会	代表者の氏名 及び住所	得能 章 金沢市田上本町水11番地3	得能力知 金沢市田上本町水13番地2	平成18年4月1日
曙4丁目町会	事務所の所在地	金沢市金石東2丁目11番22号	金沢市金石東2丁目8番12号	平成18年4月10日
	代表者の氏名 及び住所	南 壽人 金沢市金石東2丁目11番22号	鈴木康之 金沢市金石東2丁目8番12号	平成18年4月10日

## ●金沢市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年2月21日から同年3月7日まで一般の縦覧に供します。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般市道	野町5丁目線12号	野町2丁目 542番2先から	旧	12.0	8
		野町2丁目 542番2先まで	新	9.5	8

## ●金沢市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成18年2月21日から同年3月7日まで一般の縦覧に供します。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
野 町 5 丁 目 線 12 号	野町2丁目 野町2丁目	542番2先から 542番2先まで 平成18年2月21日

公 告

金沢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年2月21日から同年3月23日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農林総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農林総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）

(3) 申出期限

平成18年4月7日

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農林総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出期限

平成18年3月23日

金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理事業の名称	施行者の名称	事業施行期間	施行地区	事業所の所在地	事業計画の決定の年月日	変更の年月日
金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理	金沢市	平成6年3月31日から平成19年3月31日	金沢市のうち、堀川角場町丙、玉井町並びに南安江町乙及び丙の各全部並びに本町2丁目、此花町、堀川町、	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整	平成11年11月22日	平成18年2月21日

事業	まで	木の新保五番丁、木の新保七番丁、 南安江町甲及びワ、堀川角場町、西 堀川町、北安江町、北安江町へ、チ、 リ及びヲ、北安江1丁目、七ツ屋町 並びに淵上町の各一部	備局都市計画 課		
----	----	---------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	--	--

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により、次の土地区画整理事業の変更事業計画に係る施行地区及び設計の概要についての変更を表示する図書の写しを公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第4条の5の規定により、次のとおり公告します。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理事業の名称	事業所の所在地
金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備考
金沢都市計画 第一種市街地 再開発事業	金沢市青草町、下堤町及び武蔵 町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成18年2月21日から 同年3月7日まで	武蔵ヶ辻第四地 区第一種市街地 再開発事業

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年2月21日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業3・4・ 5号諸江向栗崎線	金 沢 市	平成13年6月8日から 平成21年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 都市整備局 土木部 道路建設課
金沢都市計画道路事業3・4・ 24号小立野古府線	金 沢 市	平成6年11月4日から 平成21年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	金 沢 市 都市整備局 土木部 道路建設課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路として、平成18年2月10日に次のとおり指定したので公告します。

平成18年2月21日

金 沢 市 長 山 出 保

路 線 名	道 路 と し て 指 定 し た 区 間			
	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)
市道安原14号福増町北線42号	金沢市福増町北204番10先	金沢市福増町北204番15先	8.0～8.701	138.64

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年2月21日

金 沢 市 長 山 出 保

廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成18年2月10日	金沢市久安6丁目55番1先	金沢市久安6丁目56番先	4.6	16.50

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第2号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区）の一部を次のように改正する。

平成18年2月21日

金 沢 市 教 育 委 員 会 委 員 長 津 川 龍 三

表大徳小学校の項中「、畝田中3丁目（84番地～107番地に限る。）、畝田中4丁目（142番地～148番地に限る。）」を削り、同表木曳野小学校の項中「畝田中3丁目（1番地～83番地に限る。）、畝田中4丁目（1番地～141番地に限る。）」を「畝田中3丁目、畝田中4丁目」に改める。

### ●金沢市教育委員会告示第3号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区）の一部を次のように改正する。

平成18年2月21日

金 沢 市 教 育 委 員 会 委 員 長 津 川 龍 三

表金石中学校の項中「畝田中3丁目1番地～83番地、畝田中4丁目1番地～141番地」を「畝田中3丁目、畝田中4丁目」に改め、同表大徳中学校の項中「畝田中3丁目1番地～83番地、畝田中4丁目1番地～141番地」を「畝田中3丁目、畝田中4丁目」に改める。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町1丁目1番5号野村 麻衣ほか826人を選挙人名簿から抹消しました。

平成18年2月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### ●金沢市選挙管理委員会告示第6号

平成18年3月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年2月21日

## 金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成18年3月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

## ●金沢市選挙管理委員会告示第7号

平成18年3月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成18年2月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成18年3月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

---

**農 業 委 員 会 告 示**

---

## ●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第584回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月21日

金沢市農業委員会

農地部会長 島 田 傳 治

- 1 日時  
平成18年2月24日午後3時30分
- 2 場所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認の申請について
  - (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (5) 非農地証明願について
  - (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

## ●金沢市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第3回金沢市農業委員会農政振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月21日

金沢市農業委員会

農政振興部会長 米 澤 邦 明

- 1 日時  
平成18年2月24日午後4時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

●正 誤

昭和49年3月22日付け金沢市公報第1401号

頁	段	箇所	誤	正
703	下	右から15行目	掲示等	掲示板等

平成18年(2006年)2月21日 印刷  
平成18年(2006年)2月21日 発行

定価 120円

発行人  
発行所  
印刷者  
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地  
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川 稔  
(株) 共 栄